

ムシレコサービス利用規約

第1章 利用規約

第1条（定義）

ムシレコサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）で使用される用語について、以下のとおり定義します。

(1) 「ムシレコサービス」

富士フレイバー株式会社（以下、「当社」といいます。）が、ウェブサイトおよびスマートフォン用アプリで提供する、第8条（サービスの内容）に定めるサービスをいいます。以下、「本サービス」といいます。

(2) 「利用者」

当社との間で本サービスの利用を目的とした契約を締結した法人その他団体をいいます。

(3) 「従業員等」

利用者の役員、従業員（正社員、契約社員、派遣社員等の雇用形態を問いません。）その他の構成員をいいます。

(4) 「事業所」

経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の各号の要件を備えているものをいいます。

- ① 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること
- ② 物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること

(5) 「利用契約」

利用者と当社との間で締結する、本サービスの利用権を当社が利用者に付与することを目的とする契約をいいます。

(6) 「販売元」

当社から本サービスの販売権利を許諾されている販売パートナー会社をいいます。

(7) 「サービス料金」

本サービスの利用の対価として利用者が当社または販売元に支払う利用料をいいます。

(8) 「スマートフォン用アプリ」

当社が本サービス提供のために運営するスマートフォン用アプリ「ムシレコ」をいいます。

(9) 「アカウント」

ログインID、パスワード等、本サービスを利用するためにウェブサイトまたはスマートフォン用アプリに入力する識別情報をいいます。

(10) 「責任者アカウント」

責任者専用ウェブサイトアクセスするためのアカウントをいいます。

(11) 「情報管理者アカウント」

情報管理者専用ウェブサイトアクセスするためのアカウントをいいます。

(12) 「アプリユーザーアカウント」

スマートフォン用アプリを利用するためのアカウントをいいます。

(13) 「アプリユーザー」

利用者からアプリユーザーアカウントを付与された従業員等をいいます。

(14) 「当社提供資料」

本サービスに関して当社が利用者に提供する文書、資料その他一切の有体物および無体物をいいます。

第2条（利用規約の適用）

1. 当社は、本規約に基づき、本サービスを利用者に提供します。
2. 利用者は、本サービスの利用に当たり、本規約および当社が別途定める「ムシレコ 使用許諾契約書」を従業員等に遵守させるものとします。
3. 利用者は、利用契約の申込前に必ず本規約の内容を確認し、本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。利用者が当社に対し利用契約の申込みを行った時点で、利用者は本規約の内容に同意したものとみなします。
4. 利用者は、本規約を遵守して本サービスを利用するものとし、本規約に同意いただけない場合、本サービスを利用することはできません。

第3条（利用規約の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、本規約を変更することができます。
2. 本規約を変更する場合、当社は、本サービスまたは当社ウェブサイト上での表示その他当社が適切と判断する方法により、あらかじめ変更後の本規約の内容および効力発生日を告知するものとします。利用者が効力発生日以降に本サービスを利用した時点で、利用者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第2章 利用契約

第4条（利用契約の単位）

利用者は、利用契約の申込みを原則として1事業所ごとに行うものとします。

第5条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者は、当社所定のムシレコサービス利用契約申込書（以下、「利用契約申込書」といいます。）に申込者情報、申込内容その他当社が定める事項を記入のうえ、当社に対し、直接または販売元経由で利用契約の申込みを行うものとします。
2. 当社は、本規約および当社の基準に従い、前項の利用契約申込書を審査し、本サービスの利用を承諾する場合、利用開始日および本サービスを利用するために必要となる情報とともにその旨利用者に通知するものとします。なお、利用契約は、当社が当該通知を発信した時点をもって成立するものとします。
3. 利用者に次の各号のいずれかの事由があると当社が判断した場合、当社は利用契約を締結しないことができるものとします。
 - (1) 利用者の申込みに基づいて本サービスを提供することが、技術上その他の理由により困難である場合
 - (2) 利用者が提出した利用契約申込書に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (3) 利用者が、当社が提供するサービスについて、過去に当社から利用契約を解除もしくは解約され、またはサービスを停止されていた場合
 - (4) 利用者が当社の競合他社等に当社の営業秘密を漏洩し、または業務妨害となるような行為を行うなど、当社に不利益な行為を行った場合またはそのおそれがある場合
 - (5) 利用者が利用契約に違反するおそれがある場合
 - (6) その他利用契約の締結が不相当と考えられる相当の理由がある場合

第6条（利用契約の変更）

1. 利用契約の契約内容（アプリユーザーアカウント数）の変更を希望する利用者は、当社所定のムシレコサービス契約変更申込書（以下、「契約変更申込書」といいます。）に当社が定める事項を記入のうえ、契約内容変更を希望する月の前月末日の10営業日前までに、当社に対し、直接または販売元経由で申込みを行うものとします。
2. 当社は、第5条（利用契約の成立）第2項および第3項に準じ、前項の契約変更申込書を審査し、契約内容の変更を承諾する場合、本サービスを利用するために必要となる情報とともにその旨利用者に通知するものとします。なお、契約内容の変更は、当社が当該通知を発信した時点をもって成立するものとします。

第7条（申込書記載事項変更の通知）

1. 利用者は、利用契約申込書または契約変更申込書の記載事項に変更があった場合、変更となった事項を遅滞なく当社に対し、直接または販売元経由で通知するものとします。当該通知を怠った場合、本サービスの利用ができなくなる場合があることを、利用者は

あらかじめ承諾するものとします。

2. 利用者が前項の変更を通知しなかったことにより利用者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第3章 サービスの提供

第8条（サービスの内容）

本サービスは、当社フェロモントラップ商品（ニューセリコ、ガチョン）を用いた害虫モニタリング活動をサポートすることを目的として提供され、次の内容を含みます。

- (1) スマートフォン用アプリによる、フェロモントラップ捕虫数の自動カウント
- (2) スマートフォン用アプリによる、フェロモントラップ捕虫数データに関する簡易報告書の自動作成
- (3) 責任者専用ウェブサイトにおける、アプリユーザーアカウントの付与、編集、削除
- (4) 責任者専用ウェブサイトおよび情報管理者専用ウェブサイトにおける、アプリユーザーがスマートフォン用アプリから登録したフェロモントラップ捕虫数データの閲覧（データ保存期間は登録時から1年間です。保存期間1年を経過したデータは、順次削除されていきます。）
- (5) 責任者専用ウェブサイトおよび情報管理者専用ウェブサイトにおける、スマートフォン用アプリで発生したエラーログの確認（ログ保存期間は発生時から1年間です。保存期間1年を経過したログは、順次削除されていきます。）

第9条（サービスの仕様、利用環境）

1. 本サービスの仕様の詳細は、当社ウェブサイトおよび当社提供資料において定めるものとします。
2. 利用者は、自らの責任と負担により、ハードウェア、ソフトウェア、通信機器、インターネット環境などの本サービスの利用に必要な環境を整えるものとします。これらの不具合に起因する損害について、当社は一切の責任を負いません。

第10条（サービスの変更）

1. 当社は、本サービスの内容を予告なく変更することがあります。
2. 前項にかかわらず、当社が本サービスの内容を変更する場合において、当該変更が利用者に対して不利益（ただし、軽微なものを除きます。）を生じさせると当社が判断した場合、当社ウェブサイト上での表示その他当社が適切と判断する方法により、あらかじめ利用者に通知するものとします。

第11条（サービスの中断・停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社の判断により、本サービスの提供を一時的に中断または停止することができるものとします。

- (1) サーバー、システム等の保守または点検等を行う場合
- (2) サーバー、システム等の障害または不具合等が発生した場合
- (3) 本サービスの運用上または技術上やむを得ない理由がある場合
- (4) 天災地変、法令の制定・改廃、感染症の流行、停電その他の不可抗力により、本サービスの提供が困難になった場合
- (5) 利用者が期日までにサービス料金を支払わない場合
- (6) 利用者が本規約に違反する行為を行った場合
- (7) その他、当社が本サービスの運用のために必要と判断した場合

第12条（サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社の判断により、本サービスの一部または全部を廃止することができるものとします。

- (1) 当社が本サービスを廃止する決定を行い、利用者に60日前までに通知した場合
- (2) 本サービスの提供が著しく困難になった場合
- (3) 天災地変、法令の制定・改廃、感染症の流行、停電その他の不可抗力により、本サービスの提供が著しく困難になった場合

2. 前項に基づき当社が本サービスの廃止を決定した場合は、利用契約の全部または一部が当然に終了するものとします。

3. 第10条乃至本条により利用者に生じた不利益または損害について、当社は一切の責任を負いません。

第4章 サービスの利用

第13条（責任者の設置）

1. 利用者は、利用契約の申込みにあたり、本サービスを利用する事業所に所属する従業員等の中から責任者を定め、利用契約申込書に記載して当社へ通知するものとします。

2. 当社は、利用契約締結後、責任者に対して、責任者アカウントを付与します。

3. 責任者は、責任者専用ウェブサイトにおいて、次の各号に定める事項を行うことができます。

- (1) アプリユーザー一覧の確認
- (2) 利用契約で定めたアプリユーザーアカウント数を上限とした、従業員等に対するアプリユーザーアカウントの付与、編集、削除

- (3) アプリユーザーが登録したフェロモントラップ捕虫数データの閲覧
 - (4) アプリユーザーがスマートフォン用アプリを利用する中で発生したエラーログの確認
 - (5) 責任者登録情報の確認
 - (6) 責任者専用ウェブサイトアクセス用パスワードの変更
4. 本サービスに関する利用者との連絡および利用者からの依頼事項への対応は、原則として利用者の責任者を通じて行うものとします。

第14条（情報管理者の設置）

- 1. 利用者は、希望する場合、情報管理者を設置することができます。
- 2. 利用者は、情報管理者の設置を希望する場合、利用契約の申込みにあたり、従業員等の中から情報管理者を定め、利用契約申込書に記載して当社へ通知するものとします。
- 3. 当社は、利用契約締結後、情報管理者に対して、情報管理者アカウントを付与します。
- 4. 情報管理者は、情報管理者専用ウェブサイトにおいて、次の各号に定める事項を行うことができます。
 - (1) 責任者一覧の確認
 - (2) アプリユーザーが登録したフェロモントラップ捕虫数データの閲覧
 - (3) アプリユーザーがスマートフォン用アプリを利用する中で発生したエラーログの確認
 - (4) 情報管理者登録情報の確認
 - (5) 情報管理者専用ウェブサイトアクセス用パスワードの変更

第15条（アプリユーザー）

- 1. アプリユーザーは、スマートフォン用アプリを1台の端末にのみインストールし、利用することができます。
- 2. アプリユーザーによるスマートフォン用アプリの利用にあたっては、本規約に加えて、当社が別途定める「ムシレコ 使用許諾契約書」が適用されます。アプリユーザーは、スマートフォン用アプリへのログイン時に表示される「ムシレコ 使用許諾契約書」の内容を確認し、その内容に同意したうえで、スマートフォン用アプリを利用するものとします。
- 3. アプリユーザーは、スマートフォン用アプリにログインすることで、本サービスにおいて、次の各号に定める事項を行うことができます。
 - (1) フェロモントラップ捕虫数の自動カウント
 - (2) フェロモントラップ捕虫数の記録
 - (3) フェロモントラップ捕虫数データに関する簡易報告書の自動作成
 - (4) スマートフォン用アプリのログインパスワードの変更

4. スマートフォン用アプリにおける全ての作成データは、アプリユーザーアカウントが削除された時点で消滅します。利用者またはアプリユーザーが誤ってアカウントを削除した場合であっても、データの復旧はできませんのでご注意ください。
5. スマートフォン用アプリにおける全ての作成データは、スマートフォン用アプリがスマートフォンから削除された時点で消滅します。アプリユーザーが誤って削除した場合であっても、データの復旧はできませんのでご注意ください。
6. 利用者および従業員等は、スマートフォン用アプリの改善向上のため、スマートフォン用アプリのご使用状況に関する情報（契約ユーザー数、利用ユーザー数、自動解析の実施回数、レポート送信の実施回数、エラー発生状況等を含みますが、これらに限りません。）が当社に送信されることに同意するものとします。なお、送信される情報は、スマートフォン用アプリのご使用状況等の収集・解析に必要な範囲で、当社内でのみ利用します。

第16条（アカウントの管理）

1. 利用者および従業員等は、固有のアカウントを第三者に開示、貸与、共有または漏洩せず、厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。また、利用者および従業員等は、アカウントを漏洩もしくは紛失したこと、またはアカウントを第三者によって不正に使用（以下、「不正使用」といいます。）されたことを知った場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 利用者および従業員等が、アカウントを漏洩もしくは紛失し、またはアカウントを第三者によって不正使用されたことにより、利用者が生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. アカウントの不正使用により本サービスが利用された場合であっても、当該利用は利用者自身による利用とみなされるものとし、サービス料金等は利用者が負担するものとします。
4. アカウントの漏洩もしくは紛失または不正使用により当社が損害を被った場合、利用者は、利用者の責任の有無にかかわらず、当該損害を補てんするものとします。ただし、当該漏洩もしくは紛失または不正使用が当社の故意または重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。
5. アカウントの漏洩、紛失等により責任者アカウントまたは情報管理者アカウントの再発行が必要な場合、利用者は当社が別途定める方法により申請するものとし、このために要する追加費用はすべて利用者が負担するものとします。
6. アカウントの漏洩、紛失等によりアプリユーザーアカウントの再発行が必要な場合、アプリユーザーは責任者に対しこれを申請するものとし、責任者は責任者専用ウェブサイトにおいてアプリユーザーアカウントを再発行するものとします。

第17条（権利帰属）

1. 本サービスや当社提供資料に関する知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます。）、ノウハウ等を含みますが、これらに限定されないものとし、以下、本条において同じとします。）その他の一切の権利は、すべて当社に帰属し、当社が他の権利者から権利の許諾を受けている場合には当該権利者に帰属するものとし、
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、本サービスや当社提供資料に関する知的財産権その他のいかなる権利も取得するものではないことを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 利用者は、方法または形態を問わず、本サービスについて、複製、転載、公衆送信、改変その他の利用をすることはできません。

第18条（データ等のバックアップ）

1. 利用者は、本サービスにおいて送受信または登録するデータ、情報等（以下、「データ等」といいます。）について、利用者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保有するものとし、当社はデータ等のバックアップに関して一切の義務または責任を負わないものとし、
2. 当社は、システム上の理由等により、登録されているデータ等を一時的にバックアップする場合があります。ただし、当該バックアップはデータ等の保全を目的とするものではなく、当社が利用者からのデータ等の提供要求に応じる義務はありません。

第19条（利用サポートサービス）

当社は、当社提供資料に従って、利用者に利用サポートサービスを提供するものとします。

第20条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり次の各号の行為を行わず、また第三者に行わせないものとし、
 - (1) 本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (2) 商用、非商用を問わず、当社の承諾を得ずに第三者に本サービスを利用させる行為
 - (3) 本サービスを不正の目的で利用する行為（虚偽の情報、コンピューター・ウィルス、スパム等の有害情報の送受信、またはサーバーへの不正アクセス等を含みます。）
 - (4) 本サービスに関して、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等をする行為
 - (5) 当社または第三者の知的財産権、名誉、プライバシー、肖像権その他の権利および利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (7) 本規約、法令、条例もしくは公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (8) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - (9) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、利用者の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に利用者
に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止し、該当する違反行為
に関連する情報を削除する等の措置をとることができるものとし、当該措置により利用
者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
 3. 当社は、利用者の行為または利用者が送受信もしくは登録する（利用者の利用とみなさ
れる場合を含みます。）情報を監視する義務を負いません。また、第1項各号の事由が解
消、治癒された場合であっても、当社は前項に基づいて削除した情報を原状回復する義
務を負いません。

第5章 サービス料金

第21条（サービス料金）

1. 当社に対し直接利用契約の申込みを行った利用者は、サービス料金およびこれにかかる
消費税を、当社が別途定める支払条件により当社に支払うものとします。また、当社に
対し直接利用契約の申込みを行った利用者には、次の各号が適用されます。
 - (1) 消費税算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。
 - (2) 本サービスの利用開始日または利用終了日が月の途中の日である場合でも、サービ
ス料金の日割り計算は行いません。
 - (3) 当社は、経済情勢の変動等によりサービス料金を変更する必要性が生じた場合、サー
ビス料金を変更することができるものとします。
 - (4) 当社は、前号の規定によりサービス料金を変更する場合、サービス料金を変更する
日の90日前までに、利用者に対して変更内容を通知するものとします。
 - (5) サービス料金の変更が適用された後に利用者が本サービスの利用を継続した場合、
利用者は当該料金変更に同意したものとみなされます。
 - (6) 利用者がサービス料金の支払を怠った場合、当社は利用者に対し支払期日の翌日か
ら完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。
 - (7) 本サービスの提供後は、本規約に定める場合を除いて、理由の如何にかかわらず、
当社は受領したサービス料金を返金しません。
2. 当社に対し販売元経由で利用契約の申込みを行った利用者は、サービス料金およびこれ
にかかる消費税を、販売元が別途定める支払条件により販売元に支払うものとします。

なお、サービス料金の支払等について定める利用者・販売元間の契約に関して万一紛争等が生じた場合は、利用者・販売元間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第6章 契約期間および契約の終了

第22条（契約期間）

1. 利用契約の契約期間は、利用契約成立日から本サービスの利用開始日が属する月を起算月とした12ヶ月目の末日までとします。
2. 契約期間満了日の10営業日前までに、利用者または当社から書面による契約終了または契約変更の申出がないときは、利用契約は、同一の内容および条件にて、契約期間満了日の翌日から当該日が属する月を起算月とした12ヶ月目の末日まで、自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

第23条（利用者による解約）

1. 利用者は、当社所定のムシレコサービス契約終了/解約申込書（以下、「契約終了/解約申込書」といいます。）に当社が定める事項を記入のうえ、契約期間満了日の10営業日前までに、当社に対し、直接または販売元経由で通知することにより、契約期間満了日をもって利用契約を終了することができます。
2. 利用者は、契約終了/解約申込書に当社が定める事項を記入のうえ、解約を希望する日の30日前までに、当社に対し、直接または販売元経由で通知することにより、契約期間中であっても利用契約を解約することができます。

第24条（当社による解約）

1. 当社は、解約日の90日前までに、書面（電子メール等の電磁的記録を含みます。）により利用者に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、利用者に次の各号の事由が生じた場合、利用者への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスの提供を停止し、または利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 利用者の行為が第20条（禁止事項）第1項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (2) 本規約に違反したことが判明し、当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内にこれを是正または履行しない場合
 - (3) 支払停止もしくは支払不能となった場合、または手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

- (4) 破産手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立を自ら行った場合、または申立を受けた場合
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があった場合、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (7) 監督官庁から事業停止処分、または事業免許もしくは事業登録の取消処分を受けた場合
 - (8) 当社からの連絡に対して 30 日間応答がない場合
 - (9) その他、利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 当社は、販売元に前項第 3 号乃至第 8 号の事由が生じた場合、利用者への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスの提供を停止し、または利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
4. 当社は、利用者が第 29 条（反社会的勢力の排除）第 1 項または第 2 項のいずれかに違反したことが判明した場合、何らの催告を要せずして、直ちに利用契約を解約することができるものとします。

第 7 章 情報の取り扱い

第 25 条（秘密情報の取り扱い）

1. 当社および利用者は、本サービスの利用に伴い知り得た営業上または技術上その他業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならず、また本サービスの利用または提供以外の目的で使用してはならないものとします。ただし、次の各号に該当することを証明できる情報については、秘密情報に含まれないものとします。
- (1) 相手方から開示を受けまたは自己が知り得た時点において、既に公知または公用となっていた相手方の情報
 - (2) 相手方から開示を受けまたは自己が知り得た時点において、自らが既に知っていた相手方の情報
 - (3) 相手方から開示を受けまたは自己が知り得た後に、自らの責めに帰すべからざる事由により公知または公用となった相手方の情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく自己が適法に入手した情報
 - (5) 相手方の秘密情報と無関係に自己が独自に開発した情報
2. 当社および利用者は、秘密情報を厳重に保管・管理し、自己の役員または従業員（正社

員、契約社員、派遣社員等を含む全関係者をいい、本サービスを現実に利用する者であるか否かを問いません。以下、本条において同じとします。) であって本サービスに係る業務に従事し秘密情報を知る必要がある者に限り、必要最小限の範囲でこれを開示することができるものとします。この場合において、当社および利用者は、当該役員または従業員に対して自己の遵守すべき義務と同等の義務を負担させ、これを遵守させるものとし、当該役員または従業員の行為について一切の責任を負うものとします。

3. 第1項の規定にかかわらず、当社および利用者は、裁判所または行政機関から法令の定めに基づき秘密情報の開示を求められた場合は、事前に相手方にその旨を通知したうえ、当該法令を遵守するために必要となる最小限の範囲で、秘密情報を開示することができるものとします。なお、事前に相手方に通知することが困難な場合は、開示後速やかに相手方に通知するものとします。
4. 前項の場合を除き、当社および利用者は、相手方の事前の書面による承諾を得、かつ本規約と同等以上の秘密保持義務を課した場合以外には、契約期間中のみならず契約期間終了後も秘密情報を第三者に開示しないものとします。
5. 前項に基づき、当社および利用者が第三者に秘密情報を開示した場合、当該第三者に本規約に定めるのと同様以上の秘密保持義務を課し、これを遵守するよう監督するとともに、当該第三者の行為（不作為を含みます。）について、相手方に対し直接責任を負うものとします。
6. 当社および利用者は、利用契約が終了したとき、または相手方から要請があったときは、秘密情報およびその複製・複写物の一切を、相手方の指示に従い、速やかに相手方に返却または廃棄（磁気その他の記憶媒体からの消去を含みます。）し、その結果を書面にて速やかに相手方に通知するものとします。

第26条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た利用者の個人情報について、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.fjf.co.jp/jp/privacy/index.html>)に従って取り扱うこととします。
2. 当社は、利用者から取得した個人情報を、本サービスの提供に必要な範囲で、第30条（第三者への再委託）に定める当社の再委託先に対して提供する場合があります。
3. 利用者は、当社による個人情報の再委託先への提供について同意するものとします。また、利用者は、当社が個人情報を再委託先に提供することがあることについて、あらかじめ当該個人（従業員等）の同意を取得するものとします。

第8章 その他

第27条（免責）

1. 当社は、本サービスのシステムの過負荷やシステム不具合に起因するデータの破損、欠落、紛失等について、一切の責任を負いません。
2. 当社は、利用者による利用契約の変更または解約等により生じたデータの破損、欠落、紛失等について、一切の責任を負いません。
3. 当社は、本サービスのシステム自体の仕様、瑕疵、バグ等に起因した損害について、その原因の如何を問わず、一切の責任を負いません。
4. 当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・有用性の存在、本サービスに不具合が生じないことを含め、本サービスのいかなる性状についても保証を行うものではありません。
5. 当社は、本サービスの利用にあたり、既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因して利用者または第三者に生じた損害（第三者による不正アクセスが行われた場合を含みますが、これに限りません。）について、一切の責任を負いません。
6. 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、一切の責任を負いません。
7. 当社は、本サービスに関連して利用者または第三者に生じた損害（登録データの消失を含みます。）について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず、一切の責任を負いません。
8. 当社は、天災地変、法令の制定・改廃、感染症の流行、停電その他の不可抗力により利用者へ生じた損害について、一切の責任を負いません。
9. 本条第1項乃至第7項の各規定は、当社に故意または重過失が存する場合には適用しません。

第28条（損害賠償）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約に関して、当社が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約に違反したことを直接の原因として利用者に現実に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害、事業機会の損失および弁護士費用を除きます。）に限定され、当社に故意または重過失がある場合を除いて、その賠償額は、損害が生じた時点から遡って過去12か月の期間に当社または販売元が利用者から現実に受領した当該損害に係る利用契約に基づくサービス料金の総額を上限とします。
2. 利用者は、本規約の違反または本サービスの利用に関連して当社または第三者に対して何らかの損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第29条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者および当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証します。
 - (1) 自らまたは自らの役員もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
 - (4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
2. 利用者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者または当社は、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により利用契約が解除された場合、解除された者は、解除した者に対し、解除した者が被った損害を賠償するものとします。
5. 第3項の規定により利用契約が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、解除した者に対し一切の損害賠償請求を行わないものとします。

第30条（第三者への再委託）

当社は、利用者に対する本サービスの提供に必要な事業の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第31条（権利義務の譲渡）

利用者および当社は、相手方の書面による承諾なく、利用契約上の地位または利用契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。

第32条（協議）

本規約に規定のない事項または規定された項目について疑義が生じた場合、当社および利用者は、法的手続に先行して、信義誠実の原則に従い協議を行い、円満な解決を図るよう努めるものとします。

第33条（分離可能性）

本規約のいずれかの部分が無効と判断された場合であっても、その他の部分の有効性には影響がないものとします。

第34条（合意管轄）

本サービスの利用に関し、当社と利用者との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（準拠法）

本規約の効力、履行および解釈については、日本法を準拠法とします。

2023年3月1日制定